

債権者各位

ご 報 告 (その6)

破産管財人 内 田 実

ケフィア事業振興会などが破産手続開始となってから1年が経過しました。

既にご承知の通り、5月21日の第1回財産状況報告集会において、配当可能と判断される破産会社9社と個人2名については債権届出及び認否手続きを進めることとなり、3万3000名を超える債権者の皆さまに債権届出に必要な書類を順次お送りしました。その後、管財人室には上記11者に関する債権届出用紙が返送されてきており、その数は3万通に達しております。これは、発送書類数のほぼ90パーセントであり、管財人としては、債権者の皆さまのご協力に深く感謝いたします。

管財人団は、現在、受け付けた届出書類の整理と仕分けを行っております。今後、債権者の皆さまの届出に書類不足などの不備がある場合について、管財人室から補充訂正をお願いすることなどがあるかもしれませんが、その際にはよろしくお願い致します。

債権届出と並行して、管財人団は、一般の破産債権より優先する債権である財団債権（その中身は租税債権と労働債権です）と優先的破産債権の調査を進めています。現時点で、配当可能な破産者の租税債権の支払いはほぼ完了し、優先的破産債権の金額はゼロであることも確認できました。それを踏まえて、上記の破産会社9社と個人2名以外にも配当可能性のある破産者がいないか、再度、検討をしています。その結果、配当可能な破産者が新たに明らかになった場合には、その旨このHPにも掲載し、速やかに、その破産者の債権者に債権届出用紙一式をお送りする予定です。

前回報告後の資産の換価状況についてですが、振興会グループ関係では、残っていた長野県にある8か所の太陽光発電施設については、売却が終了しました。この発電施設は破産後も稼働させていましたので、売却までには一定の売電収入も得られました。最後に残った大分県別府市にある地熱発電施設は、関係先と協議をしているものの、まだ売却には至っておりません。管財人団としては、現時点でも買受候補がいるので、売却に向けた協議をなお進める考えです。

また、農園グループ関係で最後に残っている主な資産は、静岡県や山梨県に点在するいくつかの土地（もともと果樹栽培のために購入したもの）だけになっています。

以上のように、資産の処分はほぼ終わりに近くなり、債権届出とその認否が現在の管財業務の中心になっています。管財人としては、引き続き、債権者の皆さまのご協力を得て、円滑に手続きを進めていく所存ですので、よろしくお願い致します。

以上